

特定公共賃貸住宅の入居者募集応募要領

1 申し込み資格

入居の申し込みのできる方は次の条件に適合する方です。

(1) 自らが居住するために住宅を必要とする方(世帯)

(2) 現に同居、又は同居しようとする親族のある方(世帯)

(入居可能日までに婚姻届の提出ができる予定者を含みます。)

※独身者が他に扶養義務者のいる親・兄弟を呼んで同居したり、家族を不自然に分割したりして申し込むことはできません。

※イーステージ浜松団地(2DKおよび2LDK)は18歳以上の単身者でも申し込むことができます。

(3) 国税、地方税等を滞納していない方(世帯)

※申告義務があるにも関わらず申告していない方は申し込みできません。

(4) 入居又は同居しようとする方が暴力団員でない方

(5) 入居申し込み世帯の所得が、収入基準(下記参照)の範囲内の方

(6) 緊急連絡人(原則、親族を含む2者)がある方(緊急連絡人の要件や役割などの詳細は、一般用の案内を参照してください。)

2 収入基準

■ 158,001円以上487,000円以下の世帯

入居の申し込みをした日において、その世帯内で収入のある方全員(パート、アルバイトなどを含む)の過去1年間の所得から表1の控除額を差し引き、12ヶ月で割った額が、下記の金額に該当する世帯が対象となります。

※(所得の上昇が見込まれる若年層(49歳以下)の世帯については、

139,001円以上158,000円以下の世帯も可)

※イーステージ浜松団地の「単身可」に申し込まれる若年層(18歳以上49歳以下)の単身の方については、123,001円以上158,000円以下の方も可

収入基準の算出のしかた

① 収入を得ている方が1人の場合

ア 給与所得者

給与所得控除後の金額	－	$\left[\begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{万円} + \begin{array}{l} \text{表1の(2)から(7)} \\ \text{の控除金額の合計} \end{array} \right]$
------------	---	---

12ヶ月

イ 給与所得以外の所得がある方

所得金額	－	$\left[\begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{万円} + \begin{array}{l} \text{表1の(2)から(7)} \\ \text{の控除金額の合計} \end{array} \right]$
------	---	---

12ヶ月

② 収入を得ている方が2人以上ある場合

給与所得控除後の金額又は所得金額の合計額	－	$\left[\begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{万円} + \begin{array}{l} \text{表1の(2)から(7)} \\ \text{の控除金額の合計} \end{array} \right]$
----------------------	---	---

12ヶ月

※仮当選後に、最新の課税証明書や対象期間内（令和6年1月から現在まで）の収入証明書の提出が必要となります。

※世帯内に収入を得ている者が2人以上いる場合、2ヶ所以上から収入を得ている場合、別居扶養親族がある場合等についてはお問い合わせください。

表 1 特別控除額

(1) 同居親族または控除対象配偶者若しくは別居扶養親族	38万円
(2) 満70歳以上の扶養親族(老人控除対象配偶者、老人扶養親族)	10万円
(3) 特定扶養親族(満16歳以上23歳未満の扶養親族)	25万円
(4) 障害者	
特別障害者(精神障害1級、身体障害1・2級、療育手帳A)	40万円
普通障害者(精神障害2・3級、身体障害3級以下、療育手帳B)	27万円
(5) ひとり親 所得が500万円以下で、所得が48万円以下の生計を一にする子がいる、事実上独身の方	35万円
※所得が控除金額以下のときはその額	
(6) 寡婦	
ひとり親に該当せず、以下のいずれかに該当する方	27万円
・所得が500万円以下で、夫と離婚後独身で扶養家族がいる方	
・所得が500万円以下で、夫と死別等した一定の独身の方	
※所得が控除金額以下のときはその額	
(7) 給与所得控除・公的年金控除	
給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方	10万円
・給与・年金所得の合計額が10万円未満の場合はその合計額	

表 2 収入限度額早見表

表1の(2)～(6)の該当者がいない場合で(7)が10万円で計算した場合。

所得金額でみる早見表

(課税証明書の所得金額で入居者全員の合算額でみた場合)

区 分	扶養親族等の人数(本人は含まない)			
	1人	2人	3人	4人
下限	2,376,012円以上	2,756,012円以上	3,136,012円以上	3,516,012円以上
上限	6,324,000円以下	6,704,000円以下	7,084,000円以下	7,464,000円以下

表 3 所得区分表

所得区分(円)	
区分Ⅰ－1	158,001(※1) ～ 186,000
区分Ⅰ－2	186,001 ～ 214,000
区分Ⅰ－3	214,001 ～ 259,000
区分Ⅱ	259,001 ～ 350,000
区分Ⅲ	350,001 ～ 487,000

※1 所得の上昇が見込まれる若年層(49歳以下)の世帯については、139,001円以上158,000円以下の世帯も可
 イーステージ浜松団地に申し込まれる若年層(18歳以上49歳以下)については、123,001円以上158,000円以下の単身の方も可